

大仙市変動型最低制限価格取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（地方自治法施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該契約の内容に適合した履行を確保するとともに、安値受注を未然に防止するため、変動型最低制限価格の設定に関し必要な手続を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、秋田県土木工事標準積算基準及び秋田県営繕工事積算基準並びに秋田県設計業務等標準積算基準書において使用する用語の例による。

(設定対象)

第3条 変動型最低制限価格を設定する対象は、競争入札のうち7百万円以上の総合評価落札方式による入札を除く2千万円未満の建設工事又は設計金額が7百万円未満の測量・建設コンサルタント業務等若しくは製造その他についての請負とし、発注者が特に必要があると認めた場合に設定する。

(変動型最低制限価格の設定)

第4条 変動型最低制限価格の設定に当たっては、案件ごとに次に定める額の合計額（以下「基準価格」という。）に10分の9.5から1までの範囲内の数値で定める変動係数を乗じて得た額とし、予定価格算出の基礎とした設計書に基づき算定する。

ただし、その額が入札比較価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の8を乗じて得た額とし、入札比較価格に10分の9を乗じて得た額を越える場合にあつては10分の9を乗じて得た額とし、入札比較価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあつては、3分の2を乗じて得た額、入札比較価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の6を乗じて得た額とする。

ただし、地質調査業務においては、その額が入札比較価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9を乗じて得た額とし、入札比較価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあつては、3分の2を乗じて得た額とする。

(1) 建設工事

変動型最低制限価格の範囲 上限値・下限値なし

- ① 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額

- ② 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - ③ 現場管理費の額に 10 分の 8.5 を乗じて得た額
 - ④ 一般管理費の額に 10 分の 6.5 を乗じて得た額
- (2) 測量業務
- 変動型最低制限価格の範囲 10 分の 6 から 10 分の 9
- ① 直接測量費の額
 - ② 測量調査費の額
 - ③ 諸経費に 10 分の 6 を乗じて得た額
- (3) - 1 土木関係及び補償コンサルタント業務（業務価格が業務原価（直接業務費＋技術経費及び諸経費）で構成されている場合）
- 変動型最低制限価格の範囲 3 分の 2 から 10 分の 8
- ① 直接業務費に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - ② 技術経費及び諸経費の合計に 10 分の 6 を乗じて得た額
- (3) - 2 土木関係及び補償コンサルタント業務（業務価格が業務原価（直接原価＋その他原価）で構成されている場合）
- 変動型最低制限価格の範囲 10 分の 6 から 10 分の 9
- ① 直接人件費の額
 - ② 直接経費の額
 - ③ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - ④ 一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額
- (4) 建築関係コンサルタント業務（工事監理含む）
- 変動型最低制限価格の範囲 3 分の 2 から 10 分の 8
- ① 直接人件費及び特別経費の合計に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - ② 技術経費及び諸経費の合計に 10 分の 6 を乗じて得た額
- (5) - 1 地質調査業務（解析等調査含まず）
- 変動型最低制限価格の範囲 3 分の 2 から 10 分の 9
- ① 直接調査費の額
 - ② 間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - ③ 諸経費の合計に 10 分の 5 を乗じて得た額
- (5) - 2 地質調査業務（解析等調査含む）
- 変動型最低制限価格の範囲 3 分の 2 から 10 分の 9
- ① 直接調査費の額
 - ② 間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - ③ 解析等調査業務費の額に 10 分の 7.5 を乗じて得た額
 - ④ 諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額

- 2 工事・業務等の**性格上**、前項の規定により難しいものについては、基準価格を算出することが不相当と認める工事及び製造その他についての請負に係る変動型最低制限価格は、入札金額の低い順に有効な入札参加者数に10分の6を乗じて得た数に達するまでの入札参加者に係る入札額の平均額に10分の8から1までの範囲内の数値で定める失格値を乗じて得た額とする。
- 3 前項に掲げる業務等を複合的に発注する場合は、それぞれの業務ごとに得られた額を合計した額とする。
- 4 前項で定める額の端数処理は、次のとおりとする。
 - (1) 業務ごとに定める額の合計額は、千円未満を切り捨てるものとする。
 - (2) 入札比較価格に10分の8**又は10分の9**を乗じて得た額は、千円未満を切り捨てるものとする。
 - (3) 入札比較価格に10分の6を乗じて得た額は、千円未満を切り上げるものとする。
 - (4) 入札比較価格に3分の2を乗じて得た額は、千円未満を切り上げるものとする。
- 5 有効な入札参加者数が3者以下の場合は、入札比較価格に10分の7を乗じて得た額を変動型最低制限価格とする。

(入札参加者への告知)

第5条 変動型最低制限価格制度を適用する入札を実施する場合には、次のことを入札公告、指名通知及び入札説明書に記載し、入札参加者に告知しなければならない。

- (1) 変動型最低制限価格が設定されていること。
- (2) 変動型最低制限価格を下回った入札者は、落札者とならないこと。

(落札者の決定)

第6条 変動型最低制限価格を下回る価格による申し込みが行われた場合は、当該申し込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、変動型最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

- 2 予定価格の制限の範囲内で、変動型最低制限価格以上の価格を以て申し込みをした者が存在しないときは、改めて入札を行うものとする。この場合において、変動型最低制限価格を下回る入札をした者を当該入札に参加させないものとする。

ただし、改めて行う入札に際して、設計内容の見直し等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、変動型最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月21日から施行し、同日以降に入札公告等を行う工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。